

# 災害支援物資拠点施設整備に係る樹木伐採及び処分業務委託仕様書

## 1 業務委託内容

災害支援物資拠点施設整備計画地内の樹木伐採及び処分

## 2 目的

災害支援物資拠点施設整備事業の実施に当たり、支障となる樹木を伐採・処分する。

## 3 具体的な業務内容等

- (1) 業務内容 指定する樹木の伐採及び処分
- (2) 場所 宮崎県立農業大学校敷地内（別紙1のとおり）
- (3) 数量 別紙2のとおり
- (4) 現地の状況 別紙2のとおり

## 4 業務実施に当たっての要件

業務の実施に当たっては、次のことに留意すること。

- (1) 伐採は、樹木を根元から切るものであり、本業務に抜根は含まない。
- (2) 伐採した幹や枝葉は全て適切に処分すること。
- (3) 業務の実施に必要な事務所、休憩所等は、受注者が準備すること。
- (4) 車両の搬入、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 周辺住民や宮崎県立農業大学校関係者、その他利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- (6) 緊急車両及び周辺車両の通行に支障がないよう配慮すること。特に、業務実施場所北側に隣接する駐車場（西側部分）は、家畜伝染病発生時の車両消毒ポイントになることから使用を控えるとともに、駐車場（東側部分）を使用する際も防疫業務の支障にならないよう配慮すること。
- (7) 法令や環境、安全に配慮するように努めること。

## 5 その他

- (1) 業務完了後、成果品として業務実施報告書を県へ提出する。
- (2) 業務の実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。